

いじめ防止基本方針

令和7年4月
金沢大学附属小学校

目 次

| | | |
|-----|----------------------------|---|
| 第1 | いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項 | |
| 1 | いじめの防止等の対策に関する基本理念 | 3 |
| 2 | いじめの定義 | 3 |
| 3 | いじめの防止等に関する基本的な考え方 | 3 |
| (1) | いじめの未然防止 | 3 |
| ① | いじめを許さない雰囲気づくり | |
| ② | 自己有用感や自己肯定感の涵養 | |
| ③ | かかわり合い学び合う授業づくりの推進 | |
| (2) | いじめの早期発見 | 4 |
| ① | アンケート調査や教育相談の実施 | |
| ② | 教職員間の情報共有 | |
| ③ | 教師と児童の信頼関係の構築 | |
| ④ | 家庭や地域との連携 | |
| (3) | いじめ事案への対処 | 5 |
| ① | 組織的な指導体制の確立 | |
| ② | 関係機関との連携 | |
| ③ | インターネットを通じて行われるいじめへの対応 | |
| ④ | 出席停止・転学退学措置について | |
| (4) | いじめ解消に向けた措置・判断 | 5 |
| ① | いじめに係る行為が止んでいること | |
| ② | 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと | |
| 第2 | いじめの防止等のための対策の内容に関する事項 | 6 |
| 1 | いじめの防止等のために実施する施策 | 6 |
| (1) | いじめ問題対策委員会の設置 | 6 |
| ① | 目的 | |
| ② | 構成 | |
| ③ | 役割 | |
| (2) | いじめの防止等の具体的な取組 | 7 |
| ① | 授業改善に関わる取組 | |
| ② | 道徳教育や人権教育等の充実 | |
| ③ | 自己有用感や自己肯定感を育む取組 | |
| ④ | 児童会の取組 | |
| ⑤ | 情報モラル教育の充実 | |
| ⑥ | アンケートや教育相談 | |

- ⑦ 校内研修の実施
- ⑧ 家庭や地域との連携
- ⑨ 年間計画

| | |
|---------------------------------|----|
| (3) いじめの早期発見に関する留意事項 | 11 |
| ① 学校で分かるいじめ発見のポイント | |
| ② 家庭で分かるいじめ発見のポイント | |
| (4) いじめに対する各対応 | 14 |
| ① いじめを受けている児童への対応 | |
| ② いじめを行っている児童への対応 | |
| ③ いじめを受けている児童の保護者への学校の対応 | |
| ④ いじめを行っている児童の保護者への学校の対応 | |
| ⑤ 周りで見ていたり、はやし立てたりしている児童への学校の対応 | |

| | |
|-----------------------------|----|
| 2 重大事態への対処 | 16 |
| (1) 重大事態の判断と報告 | 16 |
| ① 重大事態の判断 | |
| ② 重大事態の報告 | |
| (2) 重大事態の調査 | 17 |
| (3) 調査結果の提供及び報告 | 17 |
| ① いじめを受けた児童及びその保護者への適切な情報提供 | |
| ② 調査結果の報告 | |
| 資料 いじめ事案発生時の対応の流れ | 18 |

| | |
|---------------------------|----|
| 第3 その他いじめの防止等のための取組に関する事項 | 19 |
| 1 学校いじめ防止基本方針の公表 | 19 |
| 2 主な相談機関の案内 | 19 |

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

本校においても、それらを踏まえ、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、教育観に立って指導を徹底することが重要であると考えている。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの未然防止

児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安全・安心に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくり・集団づくり・学校づくりを行っていく。

① いじめを許さない雰囲気づくり

全校集会や学級指導において、校長や教職員が、「自分を人を大切にする」という本校の目指す児童像について触れ、日常生活全般において全校がこの理念を大切についていくことを伝え続ける。併せて「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。

教職員の不適切な認識や言動により、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりしないよう十分注意する。特に、教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめを行っている児童や、周りで見

いたり、はやし立てたりしている児童を容認するものにほかならず、いじめを受けている児童を孤立させ、いじめを深刻化させるので、指導の在り方には細心の注意を払う。

② 自己有用感や自己肯定感の涵養

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての児童が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を提供し、児童の自己有用感が高められるよう努める。また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。

③ かかわり合い学び合う授業づくりの推進

授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスの要因とならないよう、また、人とのかかわりの中で学ぶことが自分を成長させるという実感を持たせるために、かかわり合い学び合いを大切にしたり分かりやすい授業づくりを行う。学校研究とも連動させ、児童の成長の様子の見取りを行いながら取り組んでいく

(2) いじめの早期発見

児童のささいな変化に目を向け、気付いた情報を確実に共有し、そして、情報に基づき速やかに対応する。児童の変化に気付かずにいじめを見過ごしたり、せっかく気付きながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりすることがないように注意する。

① アンケート調査や教育相談の実施

定期的なアンケート調査や定期的な教育相談を年間計画に基づき実施し、いじめの実態把握に取り組むとともに、児童が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。ただし、アンケートはあくまで手法の一つであり、本当のことを書けなかったり、実施した後にいじめが起きたりする場合があることに留意する。

② 教師間の情報共有

いじめについて集まった情報については、学校全体で共有する。また、日頃から児童の様子について積極的に語り合える環境・雰囲気づくりに努める

③ 教師と児童の信頼関係の構築

いじめの訴えや発見は、教師と児童の信頼関係の上で成り立つものであることを踏まえ、日常的な人間関係づくりに努める。休み時間や放課後等での会話や声かけ、「あゆみ」等の生活ノート等での交流を通して、信頼関係を構築し、交友関係や悩みを把握するよう努める。

なお、児童が教職員に相談してくれた場合に、後で話を聞くと断って対応しないなど、その思いを裏切ったり踏みにじったりしないよう、十分注意する。

④ 家庭との連携

保護者アンケートや保護者懇談等を通して、家庭との連携を密に行い、家庭と一体になって児童を見守り、健やかな成長を支援する。

(3) いじめ事案への対処

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、迅速かつ組織的に対応する。いじめを受けた児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度でいじめを行った児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上など、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

① 組織的な指導体制の確立

校内に、「いじめ問題対策委員会」を組織する。発見・通報を受けた教職員は直ちに「いじめ問題対策委員会」に情報を報告・共有し、その後は、組織的に対応する。このため、組織的な対応を可能とするよう、体制を整備し、いじめを把握した場合の対処の在り方について、平素より全教職員で共通理解しておく。

② 関係機関との連携

いじめを認知した際、校長は、責任を持って金沢大学（以下「大学」という）に報告する。

いじめを行う児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめを受けている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談して対処する。

なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

また、警察等の関係機関と適切な連携を図るため、平素から、情報共有体制を構築しておく。

③ インターネットを通じて行われるいじめへの対応

インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。速やかに削除することが難しい場合には、大学に連絡し、地方法務局や警察等の関係機関と連携して対応する。また、学校の教育活動全体を通して、情報モラル教育の充実を図る。

④ 出席停止・転学退学措置について

他の児童の心身の安全が保障されないなどの恐れがある場合については、大学

と本校のいじめ問題対策委員会が連携し、出席停止等の懲戒処分の措置を検討する。また、いじめられた児童の心身の安全が脅かされる場合等、いじめられた児童をいじめから守りぬくために、必要があればいじめた児童に対し転学や退学について弾力的に対応する。

(4) いじめ解消に向けた措置・判断

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していることとする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、いじめ問題対策チームの判断により、より長期の期間を設定する。教職員で、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることが必要である。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。いじめ問題対策委員会において、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめが「解消している」状態とは、あくまで一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でもいじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、全教職員で当該いじめの被害児童及び加害児童を日常的に注意深く観察する。

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめの防止等のために実施する施策

(1) いじめ問題対策委員会の設置（常設）

① 目的

いじめの早期発見・早期対応に向けて、平時からいじめの問題に備え、いじめの発見時には、迅速かつ積極的な対応を行う。

② 構成

校長をトップに、副校長、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、学年主任、担任等とし、各学校の実情に応じてスクールカウンセラー等の必要と思われる教職員等を加え構成する。

校務分掌においては、従来の生徒指導部会等からは独立し、委員会扱いとして組織図に位置づける。

③ 役割

ア 未然防止の推進など学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証

- ・学校いじめ防止基本方針の作成・見直し
- ・いじめの防止等に向けた具体的な取組の進捗状況の確認・検証
- ・取組の実施中の記録や実施後の振り返り状況の確認
- ・授業時間、休み時間や放課後の定期的な校内巡視と情報の共有・報告 等

イ 教職員の共通理解と意識啓発

- ・学校いじめ防止基本方針の全ての教職員に対する周知と啓発
- ・P D C Aサイクルにおける取組の検証と改善策の共通理解
- ・各種調査や教育相談の内容・方法の検討及び結果の分析
- ・いじめに関する研修資料や各種情報の収集・提示 等

ウ 児童や保護者に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

- ・学校いじめ防止基本方針の児童や保護者に対する周知と啓発
- ・児童会が主体となった取組の推進
- ・学校におけるいじめ相談窓口の設置と児童、保護者等への周知
- ・育友会や関係機関等との日常的な情報交換と相談しやすい関係の構築 等

エ 個別面談や相談の状況把握及びその集約

- ・各種調査や教育相談の進捗状況の把握
- ・相談事例の集約と内容の分析 等

オ いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約

- ・関係教職員の招集及び役割分担
- ・教職員からの情報収集及び整理 等

カ 発見されたいじめ事案への対応

- ・対応の方針の決定及び関係教職員への指示
- ・大学への報告・相談
- ・対応の進捗状況の確認と関係教職員への助言や支援
- ・関係機関への協力要請 等

キ 重大事態への対応

- ・大学への報告・相談
- ・大学と連携した対応 等

(2) いじめの防止等の具体的な取組

① 授業改善に関わる取組

「日々の学校生活の改善から未然防止は始まる」という観点から、積極的に授業改善を行う。その際、目指す児童像「自分を人を大切にする」を児童と教職員がともに意識し、焦点化した取組を教職員が共通実践する。

【取組】

- ・学校全体で「話し方・聴き方」「学習規律」について共通理解し、年間を通じて指導する。
- ・児童が自分の意見や考えを表現する場を設定する。
- ・定期的に「相互参観週間」を設定し、教職員相互で授業を参観し合う。

② 道徳教育や人権教育等の充実

人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の大切さとともに他の人の大切さを認め、お互いの人格を尊重する態度を養うよう、学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育等の充実を図る。

【取組】

- ・ねらいを明確にした道徳の授業を実施する。
- ・人権週間に、共通の題材（絵本、ビデオ、その他の資料等）を用いて人権に関わる授業を実施する。

③ 自己有用感や自己肯定感を育む取組

学校行事や体験活動を通して、集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育むために、児童自らが主体的に取り組む中で、互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりできるよう意識的に活動を工夫する。

【取組】

- ・運動会、たてわり活動等の児童活動でより多くの児童に役割を与える。
- ・児童会のプロジェクト活動等を充実させる。
- ・月に一度、構成的グループエンカウンターを実施し、自己・他者を理解し、よりよい人間関係を築いていけるようにする。

④ 児童会の取組

児童会が中心となり、児童自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進する。

【取組】

- ・「自分を人を大切にする」をめざすための取組を考え、実行する。
- ・生活目標を意識したプロジェクト活動を行う。

⑤ 情報モラル教育の充実

情報発信による人・社会への影響や、ネットワーク上のルール・マナーを守ることの意味について考えさせるなど、情報モラル教育を児童の発達の段階に応じて体系的に推進する。また、携帯電話・インターネットの利用の問題に関しては、家庭との連携を図りつつ、適切に指導を行う。

【取組】

- ・外部の講師を招き、ネットいじめ防止啓発授業を行う。
- ・年間指導計画に基づき、インターネットの有効な活用方法とそこに潜む危険性等について指導する。

⑥ アンケートや教育相談

年間に複数回（学期に1回以上）のアンケート調査及び定期的な教育相談を実施し、いじめの実態把握・早期発見に努める。

【取組】

- ・7, 9, 12, 1月に「生活アンケート」を記名式で実施する。
- ・5, 10, 2月に「いじめアンケート」を実施し、同時期に行う個人面談と併せて、友達関係やいじめの背景等の実態把握に努める。
- ・QUアンケートを実施するなど、好ましい人間関係づくりに努める。
- ・各種調査結果をもとに、児童理解の会を開催し、共通理解を図る。

⑦ 校内研修の実施

全ての教職員の共通認識を図るため、少なくとも年に1回以上、年間計画に位置づけ、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

【取組】

- ・児童理解の会を通し、いじめの事例検討を行い、校内体制の確認を行う。
- ・各種調査の結果をもとに、いじめの防止等の具体的な取組の検証を行う。
- ・外部の講師を招き、いじめの防止等についての研修を行う。
- ・自殺予防に係る校内研修を行う。

⑧ 家庭との連携

学校いじめ防止基本方針の策定後、児童や保護者・地域に対して、その主旨や理解しておいてもらいたい点について説明する。また、学校のホームページでも公表する。その他、学校通信・学級通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。

【取組】

- ・育友会総会で、学校いじめ防止基本方針について、保護者に説明する。
- ・保護者懇談において、児童の状況について情報交換する。

⑨ 年間計画

| 月 | | 内容 | 対象 |
|-----|---------------------------------|--|------------------|
| 4月 | 職員会議 | いじめ防止基本方針の確認 年間計画の確認 | 教職員 |
| 5月 | 育友会総会 ウェブサイト 学級 児童理解の会 | いじめに対する基本方針の説明 基本方針の掲載 いじめアンケート 個人面談 | 保護者 児童 教職員 |
| 6月 | 学級 | QU アンケート | 児童 |
| 7月 | 学級 児童理解の会 | しあわせアンケート | 児童 教職員 |
| 8月 | 校内研修 Educube | いじめに関する教職員研修 生活アンケート | 教職員 児童 |
| 9月 | 学級 児童理解の会 | しあわせアンケート | 児童 教職員 |
| 10月 | 学級 | いじめアンケート 個人面談 | 児童 |
| 11月 | 学級 | QU アンケート | 児童 |
| 12月 | 学級 | しあわせアンケート | 児童 |
| 1月 | 学級 | しあわせアンケート | 児童 |
| 2月 | 学級 学校評議員会 | いじめアンケート 個人面談 | 児童 学校評議員 |
| 3月 | 児童理解の会 いじめ問題対策委員会 | 各学年の報告と反省 年度の振り返りと次年度の計画 | 教職員 |
| 随時 | カウンセラー相談 | スクールカウンセラーからの報告 | 教職員 |
| 毎月 | 児童理解報告（職員会議） | 児童の状況の報告と共通理解 | 教職員 |
| 随時 | 職員終礼 | 児童の状況の報告と共通理解 | |

(3) いじめの早期発見に関する留意事項

① 学校で分かるいじめ発見のポイント

学校生活の中で、児童は様々な悩みや不安にともなうサインを、言葉や表情、しぐさなどで表している。教師は、一人一人の児童が救いを求めて発するサインを見逃さず、早期に対応する。

<学校での一日>

○ いじめを受けている児童が学校で出すサイン

※印 無理にやらされている可能性のあるもの

| 発見の機会 | 観察の視点（特に、変化が見られる点） | |
|-------|---|---|
| 朝の会 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 遅刻・欠席が増える ○ 表情が冴えず、うつむきがちになる | <ul style="list-style-type: none"> ○ 始業時刻ぎりぎりの登校が多い ○ 出席確認の声が小さい |
| 授業開始時 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 忘れ物が多くなる ○ 用具、机、椅子等が散乱している ○ 一人だけ遅れて教室に入る | <ul style="list-style-type: none"> ○ 涙を流した気配が感じられる ○ 周囲が何となくざわついている ○ 席を替えられている |
| 授業中 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 正しい答えを冷やかされる ○ 発言に対し、しらげや嘲笑が見られる ○ 責任ある係の選出の際、冷やかし半分に名前が挙げられる ○ ひどいアダ名で呼ばれる | <ul style="list-style-type: none"> ○ グループ分けで孤立することが多い ○ 保健室によく行くようになる ※ 不まじめな態度で授業を受ける ※ ふざけた質問をする ※ テストを白紙で出す |
| 休み時間 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 一人でいることが多い ○ わけもなく階段や廊下等を歩いている ○ 用もないのに職員室等に来る ○ 遊びの中で孤立しがちである ○ プロレスごっこで負けることが多い | <ul style="list-style-type: none"> ○ 集中してボールを当てられる ○ 遊びの中で、いつも同じ役をしている ※ 大声で歌を歌う ※ 仲良しでない者とトイレに行く |
| 昼食時間 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 食べ物にいたづらをされる ○ グループで食べる時、席をはなしている ○ その児童が配膳すると嫌がられる | <ul style="list-style-type: none"> ※ 好きな物を級友に譲る |

| | | |
|-----|--|---|
| 清掃時 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 目の前にゴミを捨てられる ○ 最後まで一人です ○ 椅子や机がぼつんと残る | <ul style="list-style-type: none"> ※ さぼることが多くなる ※ 人の嫌がる仕事を一人です |
| 放課後 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 衣服が汚れたり髪が乱れたりしている ○ 顔にすり傷や鼻血の跡がある ○ 急いで一人で帰宅する | <ul style="list-style-type: none"> ○ 用事がないのに学校に残っている日がある ※ 他の子の荷物を持って帰る |

○ いじめを行っている児童が学校で出すサイン

| 発見の機会 | 観察の視点（特に、変化が見られる点） | |
|-------|--|--|
| 授業中 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 文具等を本人の許可もないのに勝手に使っている ○ プリント等の配布物をわざと配らなかったり、床に落としたりする ○ 自分の宿題をやらせている | <ul style="list-style-type: none"> ○ 指名されただけで目配りし、嘲笑する ○ 後ろからイスを蹴ったり、文具等で身体をつついたりしている ○ 授業の後片付けを押しつけている |
| 休み時間 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 嫌なことを言わせたり、触らせたりしている ○ けんかするよう仕向けている | <ul style="list-style-type: none"> ○ 移動の際等、自分の道具を持たせている ○ 平気で蹴ったり、殴ったりしている |
| 昼食時間 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 配膳させたり、後片付けさせたりしている ○ 自分の嫌いな食べ物を押しつける | <ul style="list-style-type: none"> ○ 自分の好きな食べものを無理矢理奪う |
| 清掃時 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 雑巾がけばかりさせている ○ 雑巾を絞らせている | <ul style="list-style-type: none"> ○ 机をわざと倒したり、机の中のものを落としたりする |
| 放課後 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 自分の用事に付き合わせる | <ul style="list-style-type: none"> ○ 違う部活動なのに待たせて一緒に帰る |

<注意しなければならない児童の様子>

| 様子等 | 観察の視点（特に、変化が見られる点） | |
|--------|--|---|
| 動作や表情 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 活気がなく、おどおどしている ○ 寂しそうな暗い表情をする ○ 手遊び等が多くなる ○ 独り言を言ったり急に大声を出したりする | <ul style="list-style-type: none"> ○ 視線を合わさない ○ 教師と話すとき不安な表情をする ○ 委員を辞める等やる気を失う ※ 言葉遣いが荒れた感じになる |
| 持ち物や服装 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 教科書等にいたずら書きされる ○ 持ち物、靴、傘等を隠される | <ul style="list-style-type: none"> ○ 刃物等、危険な物を所持する ○ 服装が乱れたり破れたりしている |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 日記、作文、絵画等に気にかかる表現や描写が表れる ○ 教科書、教室の壁、掲示物等に落書きがある ○ 教材費、写真代等の提出が遅れる ○ インターネットや携帯電話のメールに悪口を書き込まれる ○ SNSのグループから故意に外される | <ul style="list-style-type: none"> ○ 飼育動物や昆虫等に残虐な行為をする ○ 下足箱の中に嫌がらせの手紙等が入っている ※ 校則違反、万引き等の問題行動が目立つようになる |

② 家庭で分かるいじめ発見のポイント

保護者から、児童の家庭での様子について、以下のような相談があった場合、いじめを受けているのではないかと受け止め、指導に当たる。

<いじめを受けている児童が家庭で出すサイン>

- ・衣服の汚れが見られたり、よくけがをしたりしている。
- ・風呂に入りたがらなくなる。（殴られた傷跡等を見られるのを避けるため）
- ・買い与えた学用品や所持品が紛失したり、壊されたりしている。
- ・食欲がなくなったり、体重が減少したりする。
- ・寝付きが悪かったり、夜眠れない日が続いたりする。
- ・表情が暗くなり、言葉数が少なくなる。
- ・いらいらしたり、おどおどしたりして、落ち着きがなくなる。
- ・部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりする。
- ・言葉遣いが荒くなり、親やきょうだいに反抗したり、八つ当たりしたりする。
- ・親から視線をそらしたり、家族に話しかけられることを嫌がったりする。

- ・ナイフ（刃物）などを隠し持つことがある。
- ・登校時刻になると、頭痛、腹痛、吐き気などの身体の不調を訴え、登校を渋る。
- ・転校を口にしたたり、学校をやめたいなどと言い出したりする。
- ・家庭から品物やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
- ・親しい友人が家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。
- ・不審な電話や、嫌がらせの手紙が来る。友人からの電話で、急な外出が増える。
- ・自己否定的な言動が見られ、死や非現実的なことに関心をもつ。
- ・投げやりで、集中力がわからない。ささいなことでも決断できない。
- ・テレビゲームなどに熱中し、現実から逃避しようとする。

<インターネットを通じて行われるいじめを受けている児童が家庭で出すサイン>

- ・携帯電話やパソコンを頻繁にチェックする、又は、全く触れようとしなくなる。
- ・親が近づくとパソコンの画面を切り替え、画面を隠そうとする。
- ・インターネットを閲覧した後に、動揺しているような行動をとる。
- ・携帯電話の着信音に、怯えるような態度をとる。
- ・電話やメールの受信後に、そっと一人で出かけようとする。

(4) いじめに係る児童・保護者への対応

いじめを発見した場合は、全体に対する指導だけで終わるのではなく、いじめを行っている児童、いじめを受けている児童への個別の指導を徹底するとともに、いじめを行っている児童、いじめを受けている児童双方の家庭にいじめの実態や経緯等について連絡し、家庭の協力を求める。

また、「いじめを絶対に許さない」雰囲気为学校全体に醸成するためにも、周りで見えていたり、はやし立てたりしている児童への指導も行う。

① いじめを受けている児童への対応

【学校】

- ・いじめを受けている児童を必ず守り通すという姿勢を明確に示し、安心させるとともに、教職員の誰かが必ず相談相手になることを約束する。
- ・決して一人で悩まずに、友人や保護者、教職員等誰かに相談すべきことを十分指導する。
- ・いじめの事実関係を正しく把握することが必要であるが、その場合、冷静に、じっくりと児童の気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。
- ・いじめを行った児童の謝罪だけで、問題が解決したなどという安易な考えを持たずに、その後の行動や心情をきめ細かく継続して見守る。
- ・児童の長所を積極的に見つけ、認めるとともに、自ら進んで取り組めるような活動を通して、やる気を起こさせ、自信を持たせる。

- ・いじめを受けている児童を守り通すとの観点から、場合によっては、緊急避難としての欠席や転校措置等、保護者と相談しながら弾力的に対応する。

【家庭に望むこと】

- ・子供の様子に十分注意して、子供のどんな小さな変化についても気にかけて、何かあったら学校に相談し、協力していく。
- ・子供の長所を積極的に見つけ、認めるとともに、家族にとってかけがえのない存在であることを理解させ、自信を持たせる。
- ・必ず守り通すという姿勢を明確に示し、安心させるとともに、本人の話を冷静に、じっくりと聞き、子供の気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。

② いじめを行っている児童への対応

【学校】

- ・頭ごなしに叱るのではなく、いじめを受けた児童の心理的・肉体的苦痛を十分理解させ、いじめが人間として絶対許されない行為であることを理解させる。
- ・集団によるいじめの場合、いじめを行っていた中心者が、表面に出ていないことがあるため、いじめの集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導する。
- ・いじめを行った児童が、どんなことがいじめであるのか分かっていない場合も考えられるので、どのような行為がいじめであるかをじっくりと説諭する。
- ・いじめの態様によっては、犯罪に当たる場合があることを理解させる。
- ・いじめを行った児童の背景や心理状態等を十分理解し、学校生活に目的を持たせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く、継続して行う。
- ・いじめが解決したと見られる場合でも、教師の気付かないところで陰湿ないじめが続いていることもあるため、そのときの指導によって解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

【家庭に望むこと】

- ・いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに、本人に十分言い聞かせる。
- ・子供の変容を図るために、子供との今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人と保護者が一緒に考える。

③ いじめを受けている児童の保護者への学校の対応

- ・いじめの訴えはもちろんのこと、どんなささいな相談でも真剣に受け止めて、誠意ある対応に心がける。
- ・家庭訪問をしたり、来校してもらったりして話し合いの機会を早急に持つ。その際、不安と動揺の心で来校する保護者の気持ちを十分に受け止めて、対応策について協議する。また、学校として、いじめを受けている児童を守り通すこ

とを十分伝える。

- ・いじめについて、学校が把握している実態や経緯等を隠さずに保護者に伝える。
- ・学校での様子について、その都度家庭に連絡するとともに、必要に応じ個別の面談や家庭訪問を行うなど、解決するまで継続的に保護者と連携を図る。
- ・必要な場合は、緊急避難としての欠席も認めることを伝える。
- ・家庭においても子供の様子に十分注意してもらい、子供のどんな小さな変化についても学校に連絡するよう要請する。

④ いじめを行っている児童の保護者への学校の対応

- ・いじめの事実を正確に伝え、いじめを受けている児童や保護者のつらく悲しい気持ちに気付かせる。
- ・教師が仲介役になり、いじめを受けた児童の保護者と協力して、いじめを解決するため保護者同士が理解し合うように要請する。
- ・いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに、家庭でも十分言い聞かせてもらうよう要請する。
- ・いじめを行った児童の立ち直りに向けて、保護者と話し合う時間を大切にするとともに、必要に応じて関係機関を紹介するなど、適切に対応する。
- ・保護者に対して、指導内容や指導後の本人の様子などを明確に伝え、協力して見守っていくことを共通理解する。
- ・児童の変容を図るために、児童との今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人や保護者と一緒に考え、具体的に助言する。

⑤ 周りで見ていたり、はやし立てたりしている児童への学校の対応

- ・当事者だけでなく、いじめを見ていた児童からも詳しく事情を聴き、実態をできるだけ正確に把握する。
- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。
- ・たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ・はやし立てるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・学級活動や集会等により、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。
- ・全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

2 重大事態への対処

(1) 重大事態の判断と報告

① 重大事態の判断

- ア 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い
- イ 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い

- 「相当の期間」の目安は年間30日
- 一定期間連続して欠席しているような場合は、教育委員会又は学校の判断により迅速に調査に着手

② 重大事態の報告

重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに大学に報告する。

(2) 重大事態の調査

重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。

学校が調査の主体となる場合には、いじめ問題対策委員会が母体となり、必要に応じて適切な専門家を加え、大学の指導の下、調査する。

いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合い、調査結果を重んじ、再発防止に取り組む。

また、調査を実施する際は、いじめを受けた児童を守ることを最優先とし、保護者の要望・意見を十分考慮して行う。

(3) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた児童及びその保護者への適切な情報提供

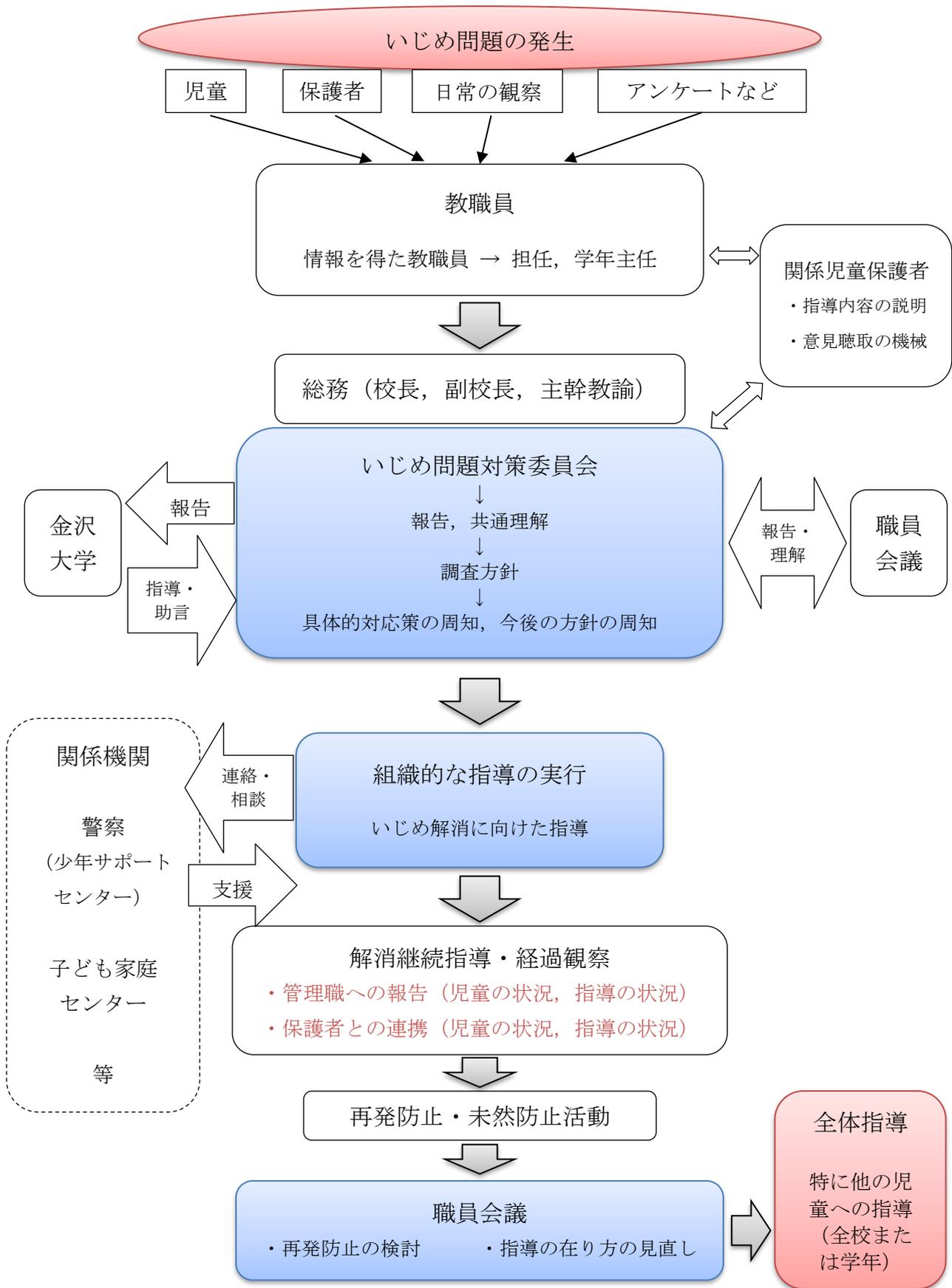
調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、大学の指導の下、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。

② 調査結果の報告

調査結果について、大学に報告する。

上記①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書を調査結果の報告に添えて大学に送付する。

資料 いじめ事案発生時の対応の流れ



第3 その他いじめの防止等のための取組に関する事項

1 学校いじめ防止基本方針の公表

策定した学校いじめ防止基本方針は、学校のホームページで公表する等、周知する。

2 主な相談機関の案内

| 相談機関 | 電話番号 | 受付時間 |
|---|-------------------------------------|---|
| 金沢大学 | | |
| 石川県教育委員会 24時間子供SOS相談テレフォン | 076-298-1699 | 24時間受付 |
| 24時間子供SOSダイヤル | 0120-0-78310 | 24時間受付 |
| 石川県心の健康センター（相談課） こころの相談ダイヤル | 076-238-5761 076-237-2700 | 月～金 8:30～17:15 24時間受付 |
| 石川県家庭教育電話相談 | 076-263-1188 | 月～金 9:00～17:00 |
| 金沢市教育プラザ こども専用相談ダイヤル | 0120-92-8349 | 月～金 9:00～21:00 土日祝 9:00～17:00 |
| 金沢市教育プラザ いじめ電話相談 | 076-243-1019 | 月～金 9:00～21:00 土日祝 9:00～17:00 |
| 金沢市教育プラザ 電話相談 | 076-243-0874 | 月～金 9:00～21:00 土日祝 9:00～17:00 |
| 金沢市教育プラザこども総合相談センター （金沢市児童相談所） ・虐待通報 ・児童相談所全国共通ダイヤル （厚生労働省） | 076-243-4158 076-243-8348 189 | 月～金 9:00～17:45 |
| 金沢地方法務局 子どもの人権110番 | 0120-007-110 | 月～金 8:30～17:15 |
| 金沢少年鑑別所内 小立野青少年相談室 （金沢法務少年センター） | 076-222-4542 | 月～金 9:00～16:00 |
| 石川県警少年サポートセンター いじめ110番 ヤングテレホン | 0120-617-867 0120-497-556 | 24時間受付 月～金 9:00～17:45 |
| 金沢こころの電話 | 076-222-7556 | 月～水 18:00～21:00 木・金 18:00～23:00 土 15:00～23:00 日 9:00～23:00 【祝・振替】 月～水 9:00～21:00 木～土 9:00～23:00 |
| チャイルドラインいしかわ | 0120-99-7777 | 毎日 16:00～21:00 |

